

松雲亭使用料

●小間または広間(1部屋単位) 単位:円(税込)

	午前または午後 (4時間)	全日 (8時間)
通常料金	2,200	4,400
3割減額	1,540	3,080
2倍(市外)	4,400	8,800
3倍(営利)	6,600	13,200
6倍(市外・営利)	13,200	26,400

- ・ 午前(午前9時から午後1時)
- ・ 午後(午後1時から午後5時)
- ・ 全日(午前9時から午後5時)

※利用時間は、搬入・搬出・準備等を含めた時間です。

※利用時間等の延長はできません。

(例)午前10時から午後2時まで利用する場合は、
全日利用となります。

●小間と広間(2部屋) (税込)

	午前または午後 (4時間)	全日 (8時間)
通常料金	4,400	8,800
3割減額	3,080	6,160
2倍(市外)	8,800	17,600
3倍(営利)	13,200	26,400
6倍(市外・営利)	26,400	52,800

※使用料の減額

- ① 使用料免除 松戸市が使用する場合
- ② 3割減額 官公署、教育・社会福祉団体、社会教育団体
※社会教育団体は、年間52回まで
(1日の使用時間の制限なし)
- ③ 3割減額 教育委員会が特に必要と認めた場合